

75歳以上の方へ

後期高齢者医療保険料の軽減制度が変わります

同じ世帯の被保険者全員と世帯主の総所得金額などを合計した額が一定基準以下の場合、均等割額が軽減されます。令和 7 年度から軽減判定に使う所得(軽減判定所得)の基準額が変更になりました。

改正内容

| 現行                                                 |      | 改正後                                                |      |
|----------------------------------------------------|------|----------------------------------------------------|------|
| 総所得金額等の合計が下記に該当する世帯                                | 軽減割合 | 総所得金額等の合計が下記に該当する世帯                                | 軽減割合 |
| 43万円+(公的年金または給与所得者の合計数* - 1)×10万円以下                | 7割   | 43万円+(公的年金または給与所得者の合計数* - 1)×10万円以下                | 7割   |
| 43万円+(公的年金または給与所得者の合計数* - 1)×10万円+29.5万円×(被保険者数)以下 | 5割   | 43万円+(公的年金または給与所得者の合計数* - 1)×10万円+30.5万円×(被保険者数)以下 | 5割   |
| 43万円+(公的年金または給与所得者の合計数* - 1)×10万円+54.5万円×(被保険者数)以下 | 2割   | 43万円+(公的年金または給与所得者の合計数* - 1)×10万円+56万円×(被保険者数)以下   | 2割   |

制度について…広域連合お問い合わせセンター

☎ 0570-086-519 (IP電話・PHSの方は ☎ 03-3222-4496)

▶ 保険年金課 ☎ 042-460-9823

- 令和 7 年 1 月 1 日時点で 65 歳以上の方は、公的年金などに係る所得から 15 万円を控除します。
  - 世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。
  - 軽減判定は、当該年度の 4 月 1 日(年度途中で東京都で資格取得した方は資格取得時)における世帯状況により行います。
- \* 公的年金または給与所得者の合計数とは、同じ世帯にいる公的年金等収入が 65 歳未満の方は 60 万円、65 歳以上の方は 125 万円または給与収入が 55 万円を超える被保険者および世帯主の合計人数です。合計人数が 2 人以上いる場合に適用します。

国民健康保険料の変更点をお知らせします

料率以外の改定

国民健康保険料は、加入者の皆さんが病気やけがをしたときの医療費や出産育児一時金・葬祭費などの給付にあてられる基礎賦課額(医療分)、75 歳以上の後期高齢者にかかる医療制度を支援するための後期高齢者支援金等賦課額(後期高齢者支援金等分)、加入者のうち 40 歳以上 65 歳未満の方(介護保険第 2 号被保険者)に賦課される介護納付金賦課額(介護分)の合計額です。今年度の国民健康保険料については、医療分の賦課限度額を 65 万円から 66 万円へ、後期高齢者支援金等分の賦課限度額を 24 万円から 26 万円へ改定しました。

改正内容

| 現行                                                                                  | 改正後                                                                                 | 軽減割合 |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 前年中の軽減判定所得が 43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯                                    | 前年中の軽減判定所得が 43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯                                    | 7割   |
| 前年中の軽減判定所得が 43 万円 + [29 万 5 千円 × 被保険者数と旧国保被保険者数の合算数] + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯 | 前年中の軽減判定所得が 43 万円 + [30 万 5 千円 × 被保険者数と旧国保被保険者数の合算数] + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯 | 5割   |
| 前年中の軽減判定所得が 43 万円 + [54 万 5 千円 × 被保険者数と旧国保被保険者数の合算数] + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯 | 前年中の軽減判定所得が 43 万円 + [56 万円 × 被保険者数と旧国保被保険者数の合算数] + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯     | 2割   |

軽減制度の拡大

国民健康保険料は、前年の所得に応じた所得割額、加入人数に応じた均等割額の合計で賦課されますが、世帯全体の所得が一定基準以下の場合、均等割額が軽減されます。令和 7 年度から軽減判定に使う所得(軽減判定所得)の基準額が変更になりました(下記「改正内容」のとおり)。

▶ 保険年金課 ☎ 042-460-9822

※ 軽減の判定には国保に加入していない世帯主(擬制世帯主)の所得が含まれ、また国保から後期高齢者医療制度へ移行した方(特定同一世帯所属者)の所得および人数も含めます。

※ 専従者給与(控除)額は必要経費に算入されません。また、それぞれの専従者が当該事業から受ける給与所得の金額はないものとします。

※ 65 歳以上(令和 7 年 1 月 1 日時点)の方は、公的年金などに係る所得から 15 万円を控除します。

※ 譲渡所得の特別控除は適用しませんが、雑損失の繰越控除は適用します。

国民健康保険

有効期限の更新 使用開始時期

8/1(金)から

▶ 保険年金課 ☎ 042-460-9822

お手元の被保険者証(兼高齢受給者証)などは、7 月 31 日(木)が有効期限です。令和 6 年 12 月以降、国の方針により保険証を交付しなくなったため、保険証として利用登録されたマイナンバーカード(以下、「マイナ保険証」)の保有状況に応じた書類を 7 月上旬に申請によらず、以下のとおり送付します。

- マイナ保険証をお持ちでない方…資格確認書(兼高齢受給者証)(カード状/特定記録郵便)
- マイナ保険証をお持ちの方…資格情報のお知らせ(A 4 サイズの紙/普通郵便)

※ 送付物はどちらも在宅状況にかかわらず、ポスト投函

※ マイナ保険証をお持ちの 70 歳未満の方で、すでに一度資格情報のお知らせを交付している方は、有効期限の記載がないため送付対象外。紛失等再交付申請については上記へ

※ 世帯主宛てで(同世帯で資格確認書(兼高齢受給者証)と資格情報のお知らせの該当者がそれぞれいる場合は 2 通)送付

※ マイナ保険証の保有状況は、マイナポータル(モバイルアプリ)などでご確認ください。

□ 有効期限 8 月 1 日(金)～令和 8 年 7 月 31 日(金)

※ 次に該当する方は有効期間が異なります。

- 令和 8 年 7 月 1 日以前に 70 歳の誕生日を迎える方
- 令和 8 年 7 月 31 日以前に 75 歳の誕生日を迎える方

- 外国人住民の方

※ 詳細は、送付物に同封されている案内をご覧ください。

【マイナ保険証をお持ちの方の資格確認書(兼高齢受給者証)の交付】

原則、資格確認書(兼高齢受給者証)は交付されませんが、以下の要件に当てはまる方は申請によって資格確認書(兼高齢受給者証)の交付を受けることができます。手続は、上記へ

☒ 介助者などの第三者が高齢者または障害者である被保険者本人に同行して本人の資格確認を補助する必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難な方

高齢受給者証について

▶ 保険年金課 ☎ 042-460-9821

☒ 昭和 25 年 8 月 2 日～昭和 30 年 8 月 1 日に生まれた方の資格確認書(兼高齢受給者証)または資格情報のお知らせには一部負担金割合が記載されています。負担割合は、毎年 8 月 1 日に当該年度の収入金額および住民税の課税所得金額と世帯の状況により見直し(定期判定)を行います。そのため、有効期限が記載されています。

一部負担金の割合の判定基準

同一世帯の 70 歳以上の国民健康保険加入者の収入などで判定します。

【2 割負担の方】

次のいずれかに該当する方

- 全員の住民税課税所得金額(課税標準額)が 145 万円未満
  - 全員の「基礎控除後の総所得金額等」の合計額が 210 万円以下
  - 全員の収入の合計が次のいずれかに当てはまる
- ① 世帯に被保険者が 1 人…383 万円未満
- ② 世帯に被保険者が 2 人以上…520 万円未満
- ③ 被保険者と同一世帯に後期高齢者医療制度への

移行により国保を抜けた方(旧国保被保険者)がいる…旧国保被保険者を含めた収入が 520 万円未満

【3 割負担の方】

次の全てに該当する方

- 住民税課税所得金額(課税標準額)が 145 万円以上が 1 人以上
- 世帯に被保険者が 1 人の場合はその収入が 383 万円以上、2 人以上の場合は合計が 520 万円以上